

# インフォメーション

令和元年 10月 1日  
税理士松丸会計事務所

\* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

## 教育資金の一括贈与の非課税制度について

2019年度税制改正

祖父母などから孫へ教育資金の一括贈与をした場合に、贈与税が非課税となる制度があります。2019年度税制改正において、贈与税の非課税を受けるための要件の一部が改正されています。

### 【教育資金の一括贈与の非課税制度について】

#### (1) 制度の概要

両親や祖父母が30歳未満の子や孫に金融機関を通じて1,500万円まで贈与し、その資金が教育費として使われた場合に贈与税が非課税となります。

#### (2) 適用期限

平成25年4月1日から令和3年3月31日まで(2年延長)

#### (3) 適用要件

贈与を受ける子や孫の前年の合計所得金額が1,000万円以下である事

※平成31年4月以後の贈与について適用されます。

#### (3) 教育資金の範囲の見直し

教育資金の範囲から、学習塾やピアノ・水泳など学校以外に対して支払われる金銭(500万円が限度)については、子や孫が23歳になって以降は非課税の対象から除外されます。但し、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練の受講費用は除外されません。

※令和元年7月以後の贈与について適用されます。

#### (4) 贈与者が死亡した場合の相続税課税

教育資金の贈与者が死亡した場合には、その死亡前3年以内に贈与を受けた子や孫が、その教育資金から教育資金支出額を控除した残額を相続により取得したものとみなされます。

但し、子や孫が贈与者の死亡日において、①23歳未満である場合、②学校等に在職している場合、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受けている場合は、相続により取得したものとみなされません。

※平成31年4月以後に教育資金贈与の非課税の適用を受けている場合に適用されます。

#### (5) 教育資金口座の契約終了事由の見直し

教育資金口座に係る契約の終了事由について、贈与を受けた子や孫が30歳に達した場合において、上記(4)の②学校等に在職している場合又は③教育訓練給付金対象の教育訓練を受けている場合は、教育資金口座の契約は終了しません。

また、30歳に達した日の翌日以後については、上記(4)②又は③に該当する期間がなかった場合のその年の12月31日と40歳に達する日の早い日に契約が終了します。

※令和元年7月1日から適用されます。